

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年5月15日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0072 号
工事（委託業務）名	河川海岸維持管理工事（河道掘削）
質 問 事 項	
<p>1. 河道掘削箇所の草刈り及び処分については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 工事用通路に敷鉄板の施工が必要となった場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 交通誘導警備員の人数について、残土受入れ地の制限等により施工日数が増加した場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 10tダンプが掘削・積込箇所まで進入できない場合には、不整地運搬車等での運搬が必要となる為、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 から 4 について、施工条件等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき変更設計の対象とします。</p>	

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年5月15日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0072 号
工事（委託業務）名	河川海岸維持管理工事（河道掘削）
質 問 事 項	
<p>1. 金抜設計書2ページ目の掘削は復興歩掛の廃止は適用されているのでしょうか。 2. 金抜設計書2ページ目の掘削、土砂等運搬は機械損料の被災地補正の廃止は適用されているのでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>令和6年3月31日以前の土木工事積算基準によるため、復興歩掛及び被災地補正の廃止は適用していません。</p>	